

平成 30 年 6 月 28 日

広島県内相談支援事業所管理者様

広島県知的障害者福祉協会相談支援部会
部会長 一丸善樹

平成 30 年度度相談支援研修会・意見交換会の開催について（通知）

厚生労働省では、障害者総合支援法附則の規定により、施行後 3 年を目途として、障害福祉サービスの在り方等について、検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置が講じられるとともに、3 年毎に行われる障害福祉サービスの報酬改定が行われました。

このことにより、平成 30 年度から新たな障害福祉サービス創設され、相談支援事業では、計画相談支援、障害児相談支援の報酬単価、モニタリング実施標準期間の見直しや相談支援専門員一人当たりの標準担当件数の設定及び特定事業所加算の評価の見直し、さらに、質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制を評価する加算が創設されました。

私たちが従事している相談支援事業所は正に大きな転換期を迎えています。

こうした変化に適切に対処するため、相談支援研修会及び相談支援専門員同士の意見交換会を別紙要綱のとおり開催します。

については、出欠の確認をさせていただきますので、大変、御手数ではございますが、8 月 3 日（金）までに別紙様式に記入し、下記のアドレスに電子メール又はファクシミリでお申し込みください。

【問合せ先】

広島県知的障害者福祉協会相談支援部会
広島市安佐南区障害者基幹相談支援センター リガーレ
（旧太田川学園相談支援事業所）
（担当：一丸・小岩屋）

〒731-3164

広島市安佐南区伴東三丁目 16-1

電話（082）207-4338 ファクシミリ（082）207-4339

E-mail soudan4@otagawagakuen.or.jp